北杜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第２号)

平成２９年６月１４日

農業委員会が行った平成２８年１０月２６日付北杜農委第１７２号一部非開示決定に関する処分に対する審査請求の件

第１　審査請求の対象とされた情報

事業者Ａ施工の工事に伴う隣接農地（Ｂ）の農地転用関係書類の全て

第２　審査会の結論

北杜市農業委員会（以下「実施機関」という。）がなした本件文書の開示請求に係る北杜市情報公開条例第５条第２号及び同条第３号アの規定により、一部非開示とした決定は妥当である。

第３　審査請求及び当審査会の経緯

（１）　平成２８年１０月２０日、審査請求人（以下「請求人」という。）は、本件文書について北杜市情報公開条例（平成１６年北杜市条例第１２号。以下「情報公開条例」という。）第４条第１項の規定に基づき実施機関に対し、公文書の開示請求を行った。

（２）　平成２８年１０月２６日付北杜農委第１７２号により、実施機関は、情報公開条例第５条第２号及び同条第３号アを根拠に情報公開条例第９条第１項の規定に基づき一部非開示決定通知書により請求人に通知した。

（３）　平成２８年１１月１１日、請求人は、本件一部非開示決定に不服があるとして、行政不服審査法に基づき、実施機関へ審査請求書を提出した。

（４）　平成２９年２月７日付で実施機関（処分庁）から審査請求に対する弁明書が提出された。

（５）　平成２９年２月７日付北杜農委第２３１号により、実施機関は、情報公開条例第１５条の規定に基づき、当審査会に対し、諮問書を提出した。

（６）　平成２９年２月２８日付けで、請求人から弁明書（反論書と解する。以下「反論書」という。）が提出された。

（７）　平成２９年３月１４日、北杜市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、口頭意見陳述を実施した。

第４　審査請求の趣旨

事業者提出の書類（農地転用申請に係る未同意理由書）の全面開示要求

第５　両者の主張

（１）　審査請求書における請求人の主張

ア　個人情報によるため非開示と称して肝心な部分が黒塗りである。

イ　同意が得られない農地がどこか判明しない。

ウ　乱開発の歯止めになるべき農地法の運用がずさんで、事業者の主張を丸呑みである。

エ　全部の不同意の隣接者（不同意の隣接者全員でと解する。）で連帯して事業の撤回に対処したい。

オ　行政文書の開示における整合性が欠如している。

（２）　反論書における請求人の主張

審査請求書を提出したのは、平成２８年１１月１１日であり、既に３箇月を経過している。北杜市農業委員会の担当者は、選挙、議会等があったことから対応できなかったと釈明するが、選挙、議会等は行政のスケジュールに入っていることであり、理由にならない。市民の請求には速やかに、かつ、真摯に対応すべきである。

太陽光発電設備の工事の着工は目前であり、隣接耕作者の耕作する権利、環境を保護し、農地を守ってほしいと主張している。

また、上記（１）のアからオまでの項目についての理由は、審査請求書に記したとおりである。ただし、「オ　行政文書の開示における整合性が欠如している。」については、平成２５年５月２４日付け北杜農委第５９号の一部非開示決定通知書の内容と異なる点が納得できないとしている。

（３）　実施機関（処分庁）の主張

ア　前記第５・（１）・ア及びイについて

本件公文書は、情報公開条例第４条第１項に基づき請求を受けた公文書のうち一部を非開示とした部分で、農地法第５条による申請書の添付資料である。隣地農地所有者の同意が得られない理由と防除方法（請求人が開示を請求している「事業者提出の書類（農地転用申請に係る未同意理由書）」を指す。）については、個人の健康、思想に関する事項であるため、情報公開条例第５条第２号に規定する個人に関する情報及び公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため、一部非開示決定を行ったものである。

イ　前記第５・（１）・ウ及びエについて

本審査請求の理由については、情報公開条例第９条に基づく開示の決定とは関係ない事項のため、原処分に影響を与えるものではない。

ウ　前記第５・（１）・オについて

本審査請求の理由については、情報公開条例第４条第１項に基づく開示請求ごとに、開示、一部非開示又は非開示決定を行うものであることから、原処分に影響を与えるものではない。

上記の理由から、本件処分は情報公開条例に基づいた適正なものであり、違法又は不当な行為ではないため、本件審査請求に理由がないとしている。

第６　審査会の判断

（１）　請求対象の公文書について

請求人が請求している公文書は、事業者Ａが実施機関を経由して山梨県知事に提出した農地法（昭和２７年法律第２２９号）第５条の規定による許可申請書の添付書類のうち、「隣接農地所有者の同意が得られない理由と防除方法」についての公文書である。

当該公文書は、同法第５条第２項第４号に規定する被害防除措置に関連して申請地に接している農地（概ね４ｍ以上の道路、水路等に隔てられている農地を除く。）の地権者から許可申請を行う者（以下「申請者」という。）が書面により同意を得たものの提出することを求めているもので、公文書名は、「農地転用に伴う周辺農地耕作者同意」という。

また、隣接農地所有者の同意が得られない場合には、申請者がその理由と防除方法等を書面で提出することになっており、当該公文書名は、「隣接農地所有者の同意が得られない理由と防除方法」である。

なお、前記の防除方法とは、転用することによって生ずる付近の土地、作物、畜産等の被害の防除方法について記載されるものである。

（２）　隣接農地所有者から同意が得られない理由の一部を非開示としたことの妥当性について

情報公開条例は、公文書について開示を原則としているが、情報公開条例第５条第２号本文は、「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について、開示をしないことができると規定している。

そして、「個人に関する情報」とは、個人の思想、信条、健康状態その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報が含まれるものであり、個人に関する情報全般を意味する。また、「特定の個人が識別されるもの」の範囲は、当該情報に係る個人が誰であるかを識別されることとなる氏名その他の記述の部分だけでなく、氏名その他の記述等により特定の個人が識別される個人情報の全体である。

こうしたことから、請求人が実施機関（処分庁）に開示することを請求し、処分庁が非開示とした情報は、「隣接農地所有者の同意が得られない理由と防除方法」の「同意が得られない理由」のうち、同意が得られない者の氏名、農地の地番、同意を得られない者の現在の状態並びに請求人及び同意が得られない者以外の者に関する情報であり、情報公開条例第５条第２号本文に該当する。

（３）　既に行った開示決定を受けた処分が原処分に影響を与えるのかについて

情報公開条例第４条第１項に基づく開示請求は、実施機関が個々の事案について個別に判断し、開示、一部非開示又は非開示の決定を行っている。請求人は、請求人自身が行った開示請求において、平成２５年５月２４日付け北杜農委第５９号の一部非開示により決定された情報との差異について、整合性が欠如していると指摘するが、前記のとおり、情報公開の判断は、時々の実施機関を取り巻く情勢等を踏まえ、個々の案件について情報公開条例に照らして客観的に判断すべきものであり、過去の決定で開示された先例があるからとする一事をもって判断すべきものではなく、また、過去の判断に必ずしも拘束されるものではない。

（４）　農地法の運用と原処分の関連について

請求人は、乱開発の歯止めになるべき農地法の運用がずさんで事業者の主張を丸呑みであると主張するが、原処分と農地法に関する関係は、原処分が情報公開条例に基づく情報開示基準に則り、知る権利との関係から処分の可否が論じられるのに対し、農地法は、農地の取得・利用関係の調整及び農業生産力の増進を図ることを目的とした法律であり、その制度趣旨・目的は全く異なるものであり、いわば国、県及び実施機関に係る制度に対する請求人自身の主張であり、今回の請求人の主張は、原処分に何ら影響を与えるものではない。

第７　結論

以上のとおりであるから、「第２　審査会の結論」のとおり判断する。